

第8章 返還免除

修学生が次のような状況となった場合、返還免除を受けることができます。返還免除を受けるには、申請が必要です。

1. 返還免除

(1) 返還免除の事由・提出書類

保育士修学資金返還免除申請書に以下の書類を添付の上、申請してください。

返 還 免 除 の 事 由 と 免 除 額 の 範 囲	提 出 書 類
◆ 全額免除 1. 卒業後、1年以内に指定施設、もしくは被災4県に就職し、保育士業務に引き続き所定期間（5年間）従事した	保育士業務従事届 ^{※12}
2. 業務に起因する死亡または心身の故障のため業務を継続できなくなった	労働災害の認定を証明する書類 死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書
◆ 全額または一部免除^{※13} 3. 死亡、または心身の故障により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなった	死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書
4. 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還することが困難と認められる場合で、履行期限到来後に返還請求した最初の日から5年以上経過した	当該事実を証明する書類
◆ 一部免除^{※14} 5. 指定施設において2年以上保育士業務に従事した	保育士業務従事届 返還計画書

※12 前年度分の就労の事実を証明するため、毎年4月に提出いただきます。

※13 これらによる返還免除は、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用するものです。

※14 これによる返還免除は、本人の責による事由により免職された方、特別な事情なく恣意的に退職した方等には適用致しません。

(2) 保育士業務の従事により返還免除を受ける際の留意事項

① 従事期間の開始

保育士業務に従事した期間であり、保育士登録の属する月から

② 所定の従事期間

中高年離職者 3年

上記以外の方 5年

③ 「継続して従事」の意味

月と月の間をあげずに従事していること

注) 転職する場合

ア 退職日の属する月の翌月に新たな従事先に入職している必要があります。

イ 転職先も指定施設であることが必要なことから、求職活動を行う際は、事前にご相談ください。転職後、指定施設でないことが分かった場合は、返還となります。

注) 月1日以上勤務があれば、当該月は勤務しているとみなします。

④ 必要最低労働時間

年間1,440時間以上（有給休暇含む）

2. 一部免除を受ける際の留意事項

返還免除の事由5に該当する場合（※14確認）、以下の方法で免除額を算定します。

(1) 中高年離職者

免除額 = 借入額 × (従事月数 ÷ 貸付期間の3/2の期間)

この数値が1を超える場合は1とする

(2) 上記(1)以外の方

$$\text{免除額} = \text{借入額} \times \left(\frac{\text{従事月数}}{\text{貸付期間の5／2の期間}} \right)$$

この数値が1を超える場合は1とする

3. 返還免除申請

- (1) 在学中に返還免除事由が発生した場合「保育士修学資金返還免除申請書」に上記必要書類を添付し、養成施設を通じて、速やかに提出してください。なお、一部免除により返還が生じる場合は、「保育士修学資金返還計画書」の提出も必要です。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、養成施設を通じて、その可否を修学生に通知します。